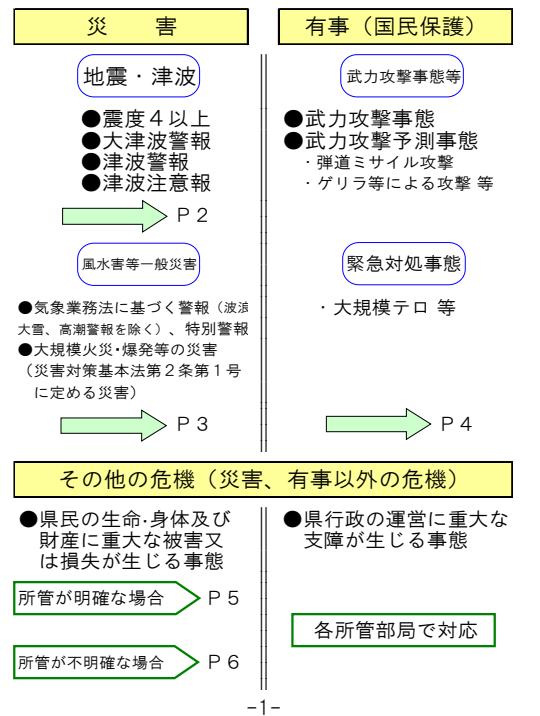


危機が発生したら!?

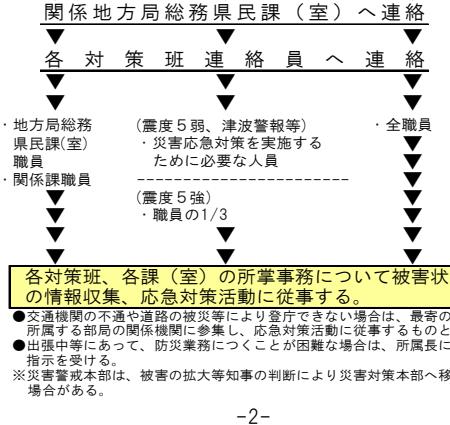
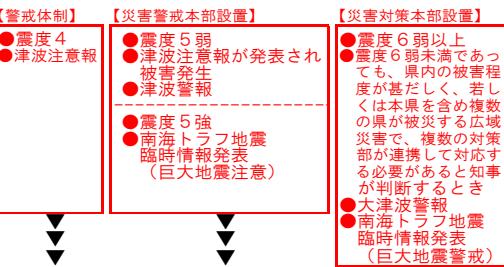
地方局一般職員 危機発生時の職員行動基準

愛媛県(R6.4.1)



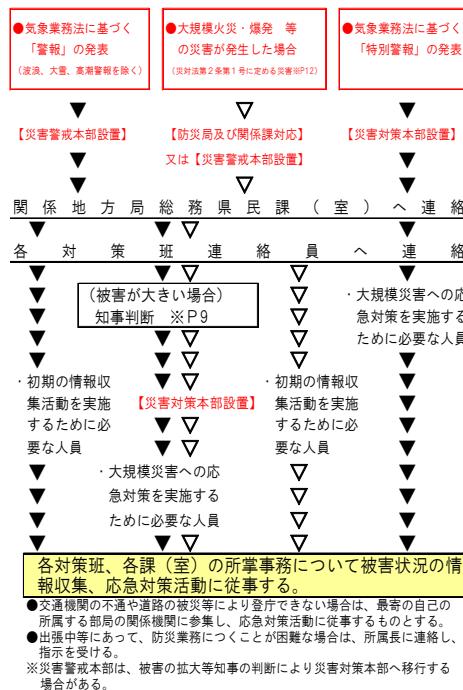
災害発生時初動対応フロー 地方局一般職員

1. 地震・津波発生時



-2-

2. 風水害等一般災害発生時



-3-

MEMO

有事の初動対応フロー 地方局一般職員

※緊急対処事態の場合も同様

● 武力攻撃事態等の可能性のある事案の発生を把握した場合（原因者、発見者、消防機関、警察、その他）

勤務時間内 勤務時間外（当直員経由） 勤務時間内

第一報受信

県民環境部防災局
防災危機管理課

連絡

初動対応

担当課体制

関係地方局総務県民課（室）へ連絡

緊急事態連絡室（状況に応じた体制※P10）

※内閣総理大臣の通知に基づく設置

県国民保護対策本部（全職員）

● 交通機関の不通や道路の被災等により登庁できない場合は、最寄の自己の所属する部局の関係機関に参集し、応急対策活動に従事するものとする。

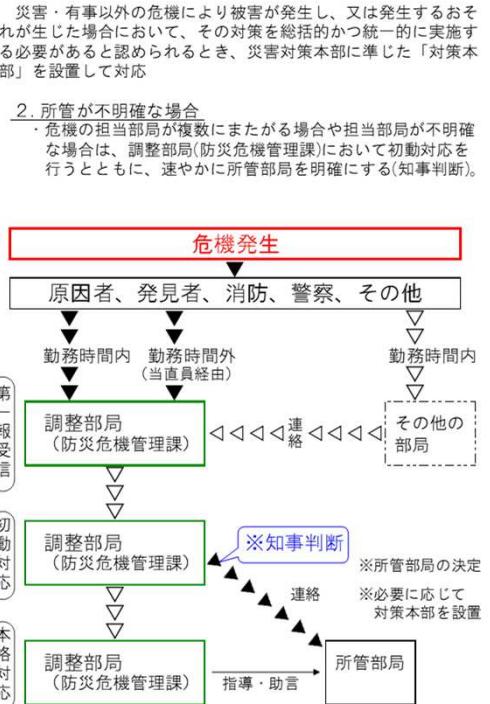
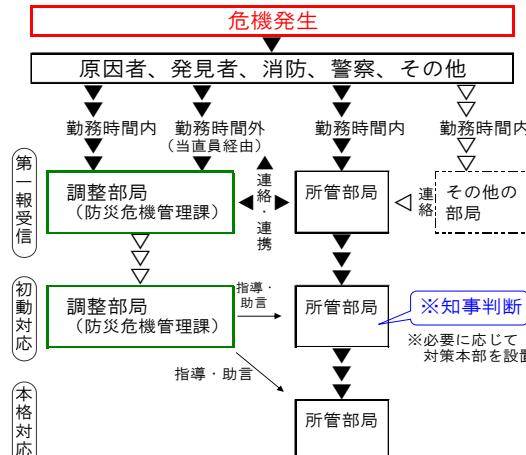
● 出張中等にあって、防災業務につくことが困難な場合は、所属長に連絡し、指示を受ける。

災害・有事以外の危機

● 災害・有事以外で県民の生命、身体及び財産に重大な被害又は損失が生じる事態

1. 所管が明確な場合

- ・ 各所管部局で直ちに、初動対応・本格対応（対策本部の設置を含む）を行う。
- ・ また、速やかに防災危機管理課に概要を報告する。
- ・ 防災危機管理課は、その状況を踏まえ、必要に応じて専門的技術的指導・助言を行う。



-6-

-4-

-5-

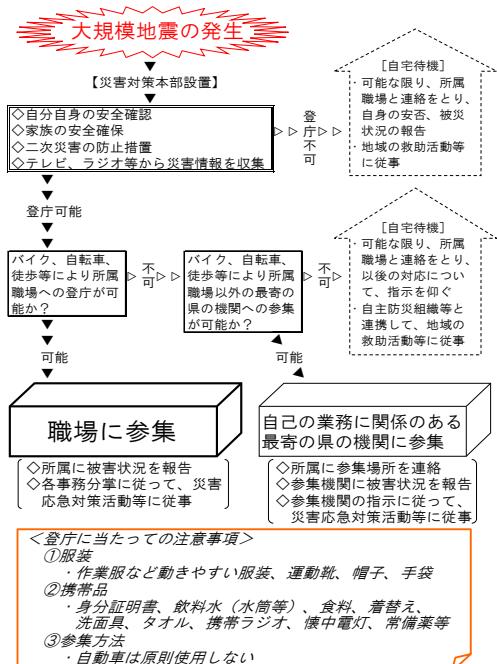
地震発生時の配備体制

備考区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	<p>①管内で最大震度4の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表されたとき ③その他地方局長が必要と判断するとき</p>	<p>①管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③管内沿岸に津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑤その他地方局長が必要と判断するとき</p>
知事	・なし	・必要に応じ登庁
特別職	・なし	・必要に応じ登庁
管理職	・なし	・必要に応じ登庁
参集基準	<p>・地方局総務県民課(室)職員 ・関係課職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>	<p>・災害応急対策を実施するために必要な人員 ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員（各対策班判断） あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>
一般職員		

-7-

大規模地震発生時の職員参集フロー
【共に生き残るために】大規模地震発生時の職員参集フロー

【勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合】



-11-

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ②その他地方局長が必要と判断するとき	①県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ②未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、又は本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤その他地方局長が必要と判断するとき
知事	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
参集基準 管理職	・必要に応じ登庁	・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁 <small>(注)震度6弱以上の地震発生・大津波警報発表の場合、安全管理職が速やかに登庁</small>
一般職員	・職員の1/3 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）	・全職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）

-8-

想定される危機事案と所管部局

県民の生命・身体及び財産に重大な被害又は損失が生じる事



-12-

風水害等一般災害発生時の配備体制

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	<p>①管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、高潮警報を除く)</p> <p>②その他地方局長が必要と判断するとき</p>	<p>①管内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき</p> <p>②県内で相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき</p> <p>③その他地方局長が必要と判断するとき</p>
知事	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
管理職	・必要に応じ登庁	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁
参集基準	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員 <ul style="list-style-type: none"> ○関係地方局総務課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
一般職員		

-9-

危機発生時の連絡窓口

①、②には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。)

報告先	電話番号
①	自宅
	携帯電話
②	自宅
	携帯電話
災害対策本部 国民保護対策本部 緊急對処事態対策本部 (県民環境部 防災局 総務課) 室	県本部 089(912)2335 089(912)2317 089(943)6865(当直用)
	東予地方本部 0897(56)1300 (内線213) 0897(56)3731
	今治支部 0898(23)2500 (内線300) 0898(32)3732
	中予地方本部 089(941)1111 (内線310) 089(909)8750
	南予地方本部 0895(22)5211 (内線206) 0895(22)3065
	八幡浜支部 0894(22)4111 (内線207) 0894(24)6271

= 13 =

武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等
事態認定前 武力攻撃事態等 (緊急対処事態)	担当課体制	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制(事務局判断)	①防災局の職員及び各部連絡員(各部から1名以上) ②あるいはじめ指名された地方本部局長等の職員は總務課長、地方支署長等であっては総務課長室長の職員(それぞれ3名)
	緊急事態連絡室体制	県の全部局での対応が必要な場合	事態の状況に応じた体制(その都度知事が判断)	概ね1／3の職員(地方支署及び支局にあっては、第18条第2項に定める地方法規議を構成する職員を含むものとす)が直ちに参集のうえ、知事の判断により配備職員の比率等を行ふ。 なお、八幡浜支局にあっては、上記の概ね1／3にての参集職員に、税務室長、保健検査監査課長、企画課長、健康増進課長、生活衛生課長、環境保全課長、八幡浜土木事務所長、理管課長を含むものとす。
事態認定後	緊急事態連絡室体制	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	事態の状況に応じた体制(その都度知事が判断)	全職員が直ちに参集(緊急事態連絡室体制を教いていた場合は、同連絡室の参集対象職員以外の者が直ちに参集)する。
	国民保護対策本部体制	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制	

※特別職は、災害対策本部長（知事）を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事（防災総括）、副知事、教育長、公営企業管理者の順で代行。

-10-

MEMO